

新潟市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 68 号

新潟市景観条例の一部を改正する条例

新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 景観の形成等（第7条—第13条）」を

「第3章 景観の形成等

第1節 信濃川本川大橋下流沿岸地区における事前協議（第6条の2—第6条の7）

第2節 景観法に基づく行為の届出等（第7条—第13条）」

に改める。

第7条の前に次の1節及び節名を加える。

第1節 信濃川本川大橋下流沿岸地区における事前協議

（事前協議の対象区域等）

第6条の2 新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）に定める特別区域のうち信濃川本川大橋下流沿岸地区（以下「信濃川本川大橋下流沿岸地区」という。）において、法第16条第1項の規定による届出をしようとする者又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする者のうち、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内で、高さ50メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転を行おうとする者は、事前協議（規則で定める構想段階及び設計段階のそれぞれにおいて、良好な景観の形成に関する事項について市長と協議することをいう。以下同じ。）をしなければならない。

2 事前協議を行おうとする者は、市長に対し、協議の申出をしなければならない。

3 市長は、事前協議の申出があったときには、協議する事項及び協議の方針を定め、当該申出をした者に対し、通知するものとする。

4 事前協議を行おうとする者が前項の通知を受けたときは、事前協議において協議する事項及び協議の方針に対する対応を届け出なければならない。

5 市長は、第3項の協議する事項及び協議の方針を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(デザイン等の基準)

第6条の3 市長は、事前協議に関して、建築物のデザイン等の基準を定めることができる。

2 市長は前項のデザイン等の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(専門家の関与)

第6条の4 市長は、事前協議の申出があった場合において、専門的知識を有する者等を交えた協議の場を設けなければならない。この場合において、当該申出をした者は、当該協議の場に参加しなければならない。

(協議の終了等)

第6条の5 事前協議は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 事前協議が調ったとき。

(2) 事前協議が調わないこととなった場合において、当該申出をした者が市長に事前協議を終了するよう申出をしたとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該申出をした者に対し、当該事前協議の結果を通知するものとする。

(協議結果内容の変更等)

第6条の6 事前協議の申出をした者は、前条第2項に規定する通知に記載された市長との合意事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定による協議（以下「変更協議」という。）を行おうとする者は、市長に対

し、協議の申出をしなければならない。

- 3 前2条の規定は、変更協議について準用する。この場合において、これらの規定中「事前協議」とあるのは「変更協議」と読み替えるものとする。

第6条の7 前条の規定は、変更された市長との合意事項に係る変更をしようとする場合について準用する。

## 第2節 景観法に基づく行為の届出等

第7条第1項中「（平成19年新潟市告示第59号）」を削り、「特別区域のうち信濃川本川大橋下流沿岸地区（以下「信濃川本川大橋下流沿岸地区」という。）」を「信濃川本川大橋下流沿岸地区」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### （準備行為）

- 2 改正後の新潟市景観条例第6条の3の規定に基づく建築物のデザイン等の基準の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市景観条例の例により行うことができる。